

監査公表第20号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成29年3月28日

新城市監査委員 近 藤 隆
新城市監査委員 鈴木 達雄

第1 監査の対象

財政援助団体 新城市文化協会
団体の所管部課 教育部文化課

第2 監査に当たった監査委員

近藤 隆、鈴木達雄

第3 監査の期間

平成28年12月15日～平成29年3月27日

第4 監査の方法

新城市文化協会の補助金等に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、諸帳簿等について調査・確認を行った。また、団体事務室の現地査察を行い、関係法令に沿って適正な事務処理が行われているかどうか主眼をおいて監査を実施した。

所管課に対しては、補助金に係る事務の執行状況や、指導監督の状況等の確認を主眼に監査を実施した。

第5 監査の結果等

1 監査対象団体の概要

新城市文化協会は、古い文化の継承保持と新しい文化の創造発展に寄与し、団体相互の理解と親睦を深め、会員相互の学習と親睦を図ることを目的とする団体で、昭和36年に旧新城市で設立された。市町村合併に伴い、平成18年4月に鳳来町文化協会及び作手村文化協会と合併し、新市を区域とする組織となり、現在に至っている。

(1) 役員等数（平成28年12月末現在）

会長1名、副会長4名、会計1名、監事2名、顧問2名、常任理事7名、理事38名（役員、常任理事との兼務者を含む。）

(2) 事務局体制（平成28年12月末現在）

事務局長1名、臨時職員1名

(3) 事業

ア 文化一般に関する講演会、講習会、講座、研修会、鑑賞会などの開催

- イ 市民文化の指導奨励
- ウ 各種文化団体主催行事への協賛、後援
- エ 機関紙の発行及び出版活動
- オ 文化功労者の表彰
- カ その他協会の目的達成のために必要なこと

2 監査対象事業について

補助事業等

平成27年度

新城市文化協会補助金 2,535,000円

平成28年度

新城市文化協会補助金

1,868,000円(2,335,000円のうち)

3 監査の結果

補助事業については、補助金の交付目的に沿って概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程においてふれたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する団体への指導や是正措置等の状況については、この報告の受領日から概ね3か月をめぐりに通知されたい。

指摘事項

- 1 支払調書に、会長の承認を受けた後に、明らかに加筆、追記されたと思慮されるものが見受けられた。決裁時及び決裁後の処理が明確に解かるように、処理方法を検討されたい。
- 2 補助金の額には影響しないが、補助対象経費中に食事代が含まれていた。食事代については、原則、補助対象とは認められていないため、補助金の交付申請及び実績報告において、補助対象経費から除外されたい。
- 3 補助金の額には影響しないが、補助対象経費中に旅費の日当に相当する手当が含まれていた。新城市には、ない手当であることから、補助対象経費から除外されたい。
- 4 協会登録団体の文化会館の使用に際し、その使用料の一部を補てんしているが、予算の執行状況を見て支給率を決めるといった補助金の使い切りと受け取られかねない執行が見受けられた。補助対象経費であるならば、補助金交付申請の段階から支給率を定め、補助目的に則した執行となるよう改められたい。

意見

高齢化等による会員の減少に苦慮するとのことであるが、協会事業運

営の進展を図り、地域の文化を継承、育成、発展させるためには、自主財源の確保が重要である。市民の生きがいつくり、生涯学習の観点から新たな会員の掘り起こしを図り、自主財源の拡充に努められたい。文化面での地域の元気、人づくりが、地域の文化振興に繋がるような事業展開を期待する。

【教育部文化課】

意見

補助対象事業の中には参加者から実費相当額の負担金を徴するものもあるが、その事業については財源が確保されており、市の補助金を充当する事業ではないことから、補助対象外事業として取り扱われたい。